

令和7年

厚生委員会会議録

とき 令和7年1月20日

品川区議会

令和7年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和7年1月20日(月) 午後1時00分～午後3時06分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員 委員長 松永よしひろ 副委員長 石田秀男
委員 渡辺ゆういち 委員 若林ひろき
委員 ひがしゆき 委員 鈴木ひろ子
委員 筒井ようすけ 委員 やなぎさわ聡

出席説明員 新井副区長 佐藤障害者施策推進課長
東野福祉計画課長 菅野高齢者福祉課長
松山障害者支援課長 豊嶋生活福祉課長
(生活支援臨時給付金担当課長兼務)
檜村高齢者地域支援課長 阿部健康推進部長
(品川区保健所長兼務)
遠藤健康推進部次長 若生健康課長
(品川区保健所次長兼務)
(地域医療連携課長事務取扱)
赤木生活衛生課長 五十嵐参事
(品川区保健所保健予防課長事務取扱)
石橋品川区保健所品川保健センター所長 福地品川区保健所大井保健センター所長
三ツ橋品川区保健所荏原保健センター所長 池田国保医療年金課長

○午後1時00分開会

○松永委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項、所管事務調査、行政視察報告書についておよびその他を予定をしております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

本日は8名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 請願・陳情審査

令和6年陳情第57号 支援区分5と6の重度障害者が入居できる障害者グループホームの整備を品川区長に求める陳情

○松永委員長

それでは、予定表1の請願・陳情審査を行います。

令和6年陳情第57号、支援区分5と6の重度障害者が入居できる障害者グループホームの整備を品川区長に求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○松永委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤障害者施策推進課長

私からは、本陳情につきまして現況のご説明をさせていただきます。

まず、陳情のほうでは令和5年4月の数字等を挙げていただいておりますが、区内のグループホームにおける支援区分5、6の直近の数字等を説明させていただきます。まず、区内グループホームにおける支援A区分5、6の入居者数ですけれども、令和6年11月現在の数字で7名となっております。また、そのうち区立のグループホームには4名の方が入居されております。また、令和6年4月に開設しました出石つばさの家におきましては、支援区分3以上の方の入居が12名となっております、中重度の方の入居を見据えた施設としましては、おおむね想定どおりの運営を行っているというような状況でございます。

次に、今後の区のグループホームの案件としましては、区が土地を貸し付けて民間事業者が運営する形で、令和7年度に小山七丁目、それから令和8年度には戸越四丁目と、それぞれ開設する予定で整備を進めているところでございます。いずれも運営事業者には、事業者の公募の際にも、中重度の方の入居を考慮すること、それから入居者の選定方法に当たっては区と協議することとしておりまして、重度の方も含めた入居に配慮した整備を進めてまいるところでございます。

また、整備促進助成としまして、有資格者配置助成なども行ってございまして、障害の程度が重い方の受入れが進むよう、既存の施設も含めて支援を進めているところでございます。

このように区としましては、障害支援区分にかかわらず、必要な方が入居できるよう整備や助成を行っているところでございます。

○松永委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○ひがし委員

まずは今回の重度障害者、区分5、6の入居者が23区の中でも最低であったというような調査結果について、率直に区の受け止めを教えてください。

続けて、出石つばさの家のことについてが幾つか書かれているのですが、入居の進捗と区分の内訳、また必要性の高い区分Aの方のうち、体験入居ができなかった重度知的障害の方が16名もいたということで、どのように体験入居を進めていったのかというようなことについてもお知らせください。

○佐藤障害者施策推進課長

私からは、重度の障害者の方の入居の数、ほかの区と比較しましてというようなところのお話についてさせていただければと思います。

まず、こちらの陳情に書かれてある調査というところの数字ですけれども、条件や、どのような形で各区に調査を行ったところも、詳細が分かりかねますので、全体で最下位であったというようなところにつきましても、区としてはそのような事実を確認できておりませんので、そこについては1つのお答えというものはないところでございます。ただ、先ほど申し上げたように、現在、令和6年11月現在で支援区分5、6の入所の方が7名という数字のところとしましては、これからも整備が必要な状況であるというところの認識は持っているところでございます。

○松山障害者支援課長

私からは、出石つばさの家の状況でございます。

直近、今月になりましてようやく16名ということで、満床になりました。支援区分の内訳でございますけれども、区分6が2人、区分5が2人、区分4が5人、区分3が3人、区分2が4人ということで、計16名ということになっております。

それから、次に体験の判断でございます。体験につきましては、指定管理者の判断によるものでございます。面接していただきまして、体験の可能性、入居の可能性が高い方については、まずは体験をしていただくという形になっておりまして、指定管理者がお声をかけさせていただいて、体験するかしないかというところもご本人とのご相談により体験していただいたものでございます。

○ひがし委員

ありがとうございます。区分Aの方々が、たしか二十後半いたかなと思うのですけれども、そのうちの16名の方々は、お話し合いの結果入居を希望されない、体験入居はしないというご判断なのか、Aの中でも細分化して、入居の可能性が高い方々から先に体験入居を勧めたのかという点をもう1回ご確認させてください。

あともう1点、ここの陳情に書かれております、ほかの区立の障害者グループホームでは通院等介助を実施しているのに、なぜ中重度対象の出石つばさの家は通院等介助のサービスを実施しないのでしょうかというようなご質問が陳情にも書かれていますので、この点についても聞かせていただければと思います。

○松山障害者支援課長

出石の体験入居についてのご質問でございます。A区分の中、確かにA区分の方は28人いらっしゃいました。その中で体験利用をしていただいた方、あるいは体験していただいたけれども、辞退された方もいらっしゃいます。そのような方がいらっしゃいますので、まず全てAの方を体験してからBとい

うことではございません。AやBの方の中にも、区分の高い方はいらっしゃいましたし、なかなか体験が難しい、そもそもが体験が難しい方もいらっしゃいますので、それは指定管理者の判断によるものでございます。

それからあと、通院等介助についてのご質問でございます。通院等介助につきましては、包括介護型の全てのサービスに位置づけるもの、義務づけているものではございませんが、ご要望がありましたので指定管理者のほうにご要望を伝えました。そうしたところ、指定管理者からは、要は安全上ですか、お一人の方を通院に付き添っている間の施設の安全上のところ、それからご家族の状況、緊急対応など含めて判断するというので、全く通院介助ができませんということではありませんでした。ただし、通院介助を全てやりますと最初から打ち出してしまうと、まだ初めてのグループホームですので、全体のバランスや、その方の状況等がまだ見極められませんということでした。ニーズとしては承っているという状態でございます。

○ひがし委員

ありがとうございます。ということは、今現状では受け付けていないというわけではなくて、総合的に判断をしてできるような体制に向けて調整していくということですか。それとも、その方の安全やご家族の状況などを見て、難しければできないし、そこは施設と委託されている先との協議の上決まっていくということなのでしょうか。その点教えてください。

○松山障害者支援課長

通院等介助の考え方でございます。指定管理者としては、まずは施設の安全上、それから緊急対応が必要かどうかと、あとご家族の状況等を総合的に判断して決めていきたいということでした。どうしてもご家族が付き添えない、あるいはサービスが使えないといった場合については、実施する場合があるということでした。ですから、全面的にまずやりますというよりは、まずは安全上を優先して考えて、どうしてもほかの手段がない場合というものは工夫していくというお話でした。

○ひがし委員

ありがとうございます。ちょっと私のほうから最後なのですけれども、今後の品川区の重度グループホームの整備予定、先ほど小山七丁目と、あと戸越四丁目を整備していくというようなお話だったのですが、その施設の中で、今回出ているものが重度のところなので、支援区分5と6の方がどのぐらい定数として入るご予定なのか教えてください。

○佐藤障害者施策推進課長

いずれの施設も、入居定員等に関しましては、まだ事業者と建物の規模等も含めて調整中のところではございますが、10名程度を目安に、各施設とも全体で入居者数を確保できるような施設をというところで考えているところでございます。

それから、その中で、先ほども申し上げましたが、中重度の方の入居を考慮した施設でということ、事業者のほうには公募の際に伝えて選定した事業者でございます。事業者のほうからは、提案としまして、中重度ということで支援区分3から6のところを中心に入居を図っていった、平均で支援区分4ぐらいというようなところも場合によっては目安とするというようなところの提案としては受けております。そうしますと、10名というところで計算していきますと、支援区分、そのうち5、6の方が3名から4名程度というような形になるところも出てこようかと思えます。あくまでもこちら、今提案と協議の段階ではございますので、目安としてはそういったところを視野に入れて、今後区の案件としてはということなので、2か所になるので、合わせて6名から8名程度、令和8年度までに利用できる枠が

増えていけるというようなどころを見越しているところでございます。

○ひがし委員

ありがとうございます。どうしても施設のところになると中重度というようなお話で、中度と重度がまとめられて数字が出てきてしまうので、なかなかこのご希望されている重度の方が入れる施設というところの総数が見にくいのかなと思います。今ご説明あったように、平均4ぐらいというところのお話でいくと、全員を4にしてしまうと5、6の人は入れないというような状況になってしまうので、もちろん行政としてはそのようなことにならないようにしっかりとチェックしていただけているのですが、その認識でよろしいのかというところを聞かせていただきたいということと、あと1点、やはりこのような施設を運営するときに、助成金というものがすごく大切になってくると思うのです。現在品川区では、有資格者について補助をしていくというような制度は設けられていると思うのですが、ぜひ重度の障害の区分に対しての助成というところも検討していただきたいと思うのですが、その点についても併せてお答えください。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、今後の整備のところでございますけれども、おっしゃられるとおり、中重度というようなどころではあります、重度の方の入所ができるよう、入居ができるようにというようなところを考慮していきたいというところはございますが、一方で他区の事例などでも、重度の方を一斉に受け入れて、それで経営が立ち行かなくなってしまうというようなところの事例が報道でもあったりしているところもございますので、その辺りは受入れの見極めをきちんとして、利用者の方が困らないような形で進めていきたいと考えているところでございます。そういった部分については、民間の誘致のほうにつきましても、併せて同じような考慮をしていきたいと考えております。

○松山障害者支援課長

重度の方の受入れの助成金についてのご提案でございます。現在品川区では有資格者助成はございますけれども、ご利用者の受入れに対しての助成金についても広く検討してまいりたいと思っております。さらに進めるために、検討を進めてまいります。

○ひがし委員

ありがとうございます。中重度とまとめないで、しっかりと重度の方々、今入りたいと言って入れなくて、他区に行っていますなどというお声も実際に聞いていたりするので、品川区でご希望される方が入れるような整備というところは、しっかりと区も進めていく方針だということがご確認できたので、その点進めていただければと思います。

あと助成金の件についても広く検討していくということだったので、ぜひ前向きに検討していただくように要望させていただきまして、私からの質問は以上とさせていただきます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

今のひがし委員の質問に続いてなのですが、私もこの他区に比べて重度障害者の入居者数の方も本当に極端に少ないという、桁違いに少ないという、そのような状況ということで、改めて驚きました。これに対しては、この調査用紙も頂いたのですが、どのようなことで調査したのか分からないということだったのですが、多分これも区のほうに行っているのではないかなと思うのですが、これはご覧になられていないでしょうか。これは本当に単純に、支援区分5、6の入居者数をご回答く

ださいということに対する回答で、このような5という、それが今7名ということですが、7名にしても、他区に比べたら本当に極端に少ないという数になっていると思うのです。これは本当に、私は区としてもしっかりと受け止めていただいて、解決に向けての対応策というものをつくる必要があるのではないかと思うのですが、その点についての受け止めについては改めて伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

今おっしゃるとおり、こちらの陳情のほうで取り上げていらっしゃる数字から比べますと、直近の数字でも1桁というところで、今後の余地としては、こちらのほうとしても課題だというような認識としては、先ほどもひがし委員からの質問があったときにもお答えしたとおり、認識しているところではございます。そういったところに対して、まずグループホーム自体の定員数の増を含めた整備というところを進めている中で、同様に重度の方も受け入れられるような形の整備を今進めているというところで、先ほど来申し上げているようなところ、区の整備案件や、それから補助、それからこれまで行っている既存の補助金の制度で民間の誘致等を行っている部分を含めまして、グループホーム全体の整備を進めているという状況ではございますが、今後の重度の方も含めた入居者のほうについては、引き続き区のほうとしましても進めていくべき内容だというようには認識しているところでございます。

○鈴木委員

ぜひ強力に、重度者が入れるグループホームの整備というところで、しっかりと計画を持って整備をしていただきたいということで、強く要望しておきたいと思います。

では、その支援区分5、6の方がどの程度全体の中でいらっしゃるのかということ、品川区の場合どれくらいかということが分かったら教えていただきたいのですが、ちょっとこれ、多分全国平均のかなと思うのですが、ネットで見たところ、知的障害者だと支援区分5が20%で、区分6が29%となっていて、身体だと区分5が15%、区分6が42%ということで、支援区分5、6の方が圧倒的に多いという状況なのです。その方たちがやはり求めているということが、すごく強く求められていると思うのですが、それが民間任せでは、私はできないと思うのです。ですから、やはり区がしっかりと計画を持って、この支援区分5、6の方が入れるグループホームの整備というものが本当に大事なのではないかと思います。この品川区の場合の区分5、6の割合がどれくらいかということがすぐに分かるようであれば、ちょっと教えていただけたらと思います。愛の手帳何度というものはあるのですが、支援区分というものもちょっと、この計画の中にあつたかどうか、何かちょっと見つからなかったもので、分かったらぜひ教えていただきたいと思います。

それから、そのようなところで、出石のグループホームというものは、中重度者のグループホームということで整備しますということで、そのように銘打ってつくったグループホームですというように課長も答弁されていたのです。それで、このことについては4月16日のときに陳情が出されて、かなり議論していると思うのですが、そのときに課長から、区分の高い方から、重度の方から入れていただきたいと、重度の方を最優先にしてくださいとお願いしているということでの答弁だったのです。そのようなことなので、5や6という方から、方からというか、その中でAというようなことになっていけば、その方は本当に入れていくのかなというような思いがしていたのですが、実際に、この陳情にも書かれているように、指定管理者の事業計画は、支援区分6を1人、5を2人、4を9人ということでの入居者を想定した職員人員体制になっていましたということでここで書かれているのです。この事業計画というものをちょっと見ていないので分からないのですが、この事業計画で、そも

そも支援区分6と5というものは3人しか受け入れませんよという、そのような事業計画だったとこ
で書かれているのですが、本当にそのような計画だったのか、その計画を区としても了解していたのか、
その点についても教えてください。

○松山障害者支援課長

まず支援区分については、確かに委員おっしゃるとおり、手帳の等級はあるのですけれども、区
分5、6としてのデータとして示したものはございませんで、比較的、支援区分5、6は入所施設の方
に多くいらっしゃるということでございます。

それから2点目ですけれども、出石つばさの家の指定管理者から出された計画書につきましても、前
回ご説明したとおりの数字でございますので、特に区として、例えば公募要領に5や6だけですなど、
そのようなことではございませんでした。中重度ということに銘打っておりまして、その中重度の細か
な具体的な、そこまでの区分を限定したものにはしておりませんので、そういったところで事業者側が、
指定管理者が安全に施設として16人の施設を運営できるということで、事業所として計画を出されて
いるものでございます。明らかにその辺はちょっと、定義というものは曖昧なところもございましたの
で、区分5、6のみですと銘打って事業者が来ていただければそれはありがたいことなのですが、今回
は中重度と銘は打ちましたけれども、特に区分に関して限定していることではございません。ただ、区
としては、より重度な人、より困難な方をお願いしますということで、区としての意向は指定管理者に
伝えているというところでございます。

○鈴木委員

4月16日の審査のときには、かなり5、6の重度者を優先して入れてくださいということで区のほ
うからもお願いしているということでしたので、そのような形になっていくのではないかとということが、
この厚生委員会の中でもそのような認識になったのだと思うのです。私も改めて議事録読み返したとき
に。それで、区としても重度者を、この出石では区立だし、入れていくというようなことだったので、
そのような期待と、それからそのようなになっていくのだろうということでの認識でなっていたと思うの
ですけれども、それが実は蓋を開けてみたら、もともとこのような1人と2人で、合わせて5、6は3
人しか入れないという事業計画でそのような計画だったということだと、これは区も認識、この事業計
画というものはここまで出していた計画だったのか、そのようなことを認識された上で、それで区とし
ても進められたのか、ちょっとそここのところが分からないのです。なぜそのように、中重度者を入れて
いくだろうというようなことで、もう始まるときにはそう言われていたのに、実際3人しか入らないと
いう、今4人になったのですか、そのようなことになったのか、それは区としてもちょっと不本意だ
ということなのか、そのようなことは想定しないで補助金も検討したし、人員体制もそのようなことだ
というようなことで了解していたのに、事業者のほうの選定がそのようなことだったということなのか、
それとも事業者がそのように選定するというのが、区としても了解の上にこのような事態になったの
か、ちょっとその辺のところを改めてお聞かせいただけたらと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

まず事業計画での数字のお話がありましたけれども、こちらに関しては、事業計画書というところ
での記載については、特にこちらとしても出していただいて確認して、区としてそちらを通して、受け
取って確認しているものではございません。

〔「事業計画にここまで書いていないということ」と呼ぶ者あり〕

○佐藤障害者施策推進課長

事業計画には、書いてあるのですけれども、公募のときにそこまで、これをそのとおりに実施するというような形でのということではございませんというお話になります。大変失礼いたしました。

実際に、ただ今もお話ありましたとおり、入所される人数につきましては、実際支援区分の方が2人いるような状況も踏まえまして、申込みがあった方はその入所の調整をして、現在に至っているというような状況でございます。

○鈴木委員

私も公募要領も見たのですけれども、本当に公募要領の中にはそのようなことが明記されていないので、事業者としては、そのような事業計画を立てるということは当然、何というのですか、やりくりをしていくというようなところから考えられると思うのですが、そのところは区はもっと5や6の方を入れていただきたいという思いで対応されたのか、そのところが、区の思いと事業者の思いがずれたのか、その辺のところはどのような状況だったのか教えていただけたらと思います。

それで、この点数をつけるときに、4から6までが全部2点という点数になっているので、同じ点数になってしまうのです。そのようなことなので、5、6というものはやはり高い点数になるような、そのような点数にすべきではないかということも、ここの委員会の中でも出たところなのですけれども、これからの区立の、区立ではないですね。もう区立はここだけなので、区の土地を提供して民間が建てるというものがこれから2か所ありますけれども、そのようなところも、点数をつけてどのような方を入れていくのかということはやっていくことになると思うのですが、そのような点では、きちんと重度者が入れる点数というようなものにつけて、そのような需要にというか、要望に応えられるような、事業者とのそごが出ないような形にしていくということも必要もないのではないかと思いますのですけれども、その点、出石のところでは事業者の思いと区の思いのずれがあったのかというようなあたりと、今後に向けてというようなところも伺えたらと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

事業計画からのお話でございますけれども、区としても中重度、中重度というと支援区分だけのお話ではない部分もちろんございますが、そこも含めて、中重度といったところでは3、4、5、6のあたりを中心としたところも、提案も含めて確認しておりますし、それについては、その提案が中重度を入れていただくというようなところの認識であったと、区のほうの考え方としてもそこにそごがあったということではございません。実際、現在の入所の状況に関しても、支援区分3、先ほど冒頭に申し上げたような形で、支援区分3以上の方の人数も入っておりますし、そういったところでは受入れができていたとは考えてございます。

また、今後につきましては、こちらも先ほど申し上げたとおり、入居の選定の方法につきましてはこれから協議していくということになっておりますので、そこについては委員ご指摘のとおり、今後も利用したい方が支援区分にかかわらずご利用いただけるような形で、調整を引き続き図っていきたいと考えております。

○鈴木委員

では、区としては、今区分5の方が2人で、区分6の方が2人で、重度の方は4人という、16の定数に対して4人というものが重度というようなことで、それは区としてもこの程度でいいというような思いだということなのですね、今のご答弁だと。私はあそこの施設は、本当にかなり重度の方も受け入れられるような設備も整っていますし、区立というようなことでやるので、重度者をもっとしっかりと受け入れる施設にということにするべきなのではないかなと思うのですけれども、区は今の4人でよし

として、重度者をさらに拡大するというような考え方は特に持っていないということでもいいのか、それとも、これから、今満杯になっているということなので、どう動くかということはなかなか難しい部分があると思うのですが、重度者をもっと受け入れる、そのような施設にする方向も考えているということなのか、私はそのような方向にぜひしていただきたいと思うのですけれども、その点についても伺います。

○佐藤障害者施策推進課長

今後の出石つばさの家の入居に関しましては、当然指定管理者との話合いにもなってくるかとは思いますが、区としてはこれで十分、また受け入れなくていいですよということでは当然ございませんので、今後空きが出てきたときの入居者の選定等に関しましては、従来の選定も踏まえまして、必要な方、児童の方も含めて、この部分については対応できるようにというところは十分考慮してまいりたいと考えております。

○鈴木委員

あそこはショートステイも入れて18名で、かなり大きな、グループホームとしては本当に大きな施設で、設備も本当に整っていて、そのようなグループホームというものはなかなか難しいと思うのです。これからできる小山七丁目と戸越四丁目のグループホームも10人程度というようなことで、あそこまで大きな規模にはなかなかならないですし、あそこまで設備がしっかりと整うということは、かなり、何というのですか、そのような施設を今後つくっていくということはなかなか難しい、ぜひつくっていただきたいと思っておりますけれども、そのような点では、あそここのところはそういう需要に応える施設として、区立ということで対応が求められるのではないかなと思いますので、それに見合った指定管理料が必要だということであれば、そこの増額ということも含めて、ぜひ重度者を受け入れる施設というところで、区としても検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

それからあと、家賃助成のこともここに書かれているのですけれども、家賃助成というものは東京都のほうの家賃助成で、あれですよ、知的、身体は所得によって、所得が7万3,000円未満の場合は2万4,000円で、7万3,000円から9万7,000円の場合は1万2,000円ということで、精神は、精神または通過、だから精神の方は6万9,800円ということで、このような助成ということでもいいのかということをお伺いということと、それから、この助成を受けている方というものは何%ぐらいいるのか、あと、このほかに区の助成というものは特別ないということで、多分これ東京都の助成ですよ。そのようなことでちょっと伺えたらと思います。

それから、精神の方に対してだけ6万9,800円というものが出ているのですけれども、それ以外の方に対しての家賃助成が大きく額が違うということは、どのような理由でこうなっているのか、そのことも教えていただけたらと思います。

○松山障害者支援課長

家賃助成についてのご質問でございます。委員がおっしゃられたとおりの金額でございますけれども、精神の方、ここの陳情に書かれている精神の方については助成が高いというようなことですが、これは東京都の精神の方への助成となっております。精神の方というものは、やはりマンションタイプの個室をどうしても選ぶ方が多くて、マンションについてはやはり高額であるということで、東京都のほうでは助成が出ているということでございます。知的については、品川区の、委員が先ほどおっしゃられた金額の助成でございますので、それから出石の方につきましても、知的障害者グループホームということで、区の家賃助成の対象になっております。今ちょっと詳細な数字は持ち合わせておりませんが、全

くゼロということはございませんで、複数名助成を区としては適用しているという状況でございます。

○鈴木委員

どちらにしても、本当にグループホーム、一般質問などでも取り上げさせていただいていますけれども、絶対数が足りないと思うのです。特にそのような重度の方、また、今度医療的ケアのグループホームなども本当に必要になってくると思うのです。そのような点では、この前の審査のときにも、世田谷区の整備計画というようところが陳情の方からも出されて、私もこれを改めて見させていただいて、本当にそのようなものを区としてつくって、しっかりと必要な数がどれだけあるのか、そのことに対して区が責任持ってどのように整備していくのか、それで、運営が本当に困難なところに対しては、運営が成り立つような助成も含めて検討するというところまで書かれているのです、その計画には。そのようなところで、私は区としてもぜひ進めていただきたいと思うのですけれども、その点お願いします。

○佐藤障害者施策推進課長

委員おっしゃったとおり、今後、これも繰り返しになりますが、グループホーム、数としては必要な状況というところでは認識しているところでございます。障害福祉計画等でも、所要量ということでは出しているところでございますが、先日の決算特別委員会の総括質疑の答弁等もありましたけれども、ここに踏まえて今後の必要数というものをきちんと設定して、また、今おっしゃっていただいたように、そこに向けて増やすためにどういった方策が必要かといったところは明らかにしていかなければいけないところというようには認識しているところでございます。表し方、それから人数の把握の仕方等検討をさせていただいて、表示の仕方も含めて検討を進めてまいりたい、そして整備のほうを進めてまいりたいと考えております。

○松永委員長

鈴木委員、そろそろまとめてください。

○鈴木委員

このような計画、世田谷区がつくるに当たっても、かなりいろいろと需要調査というものをされているのです。それを基にしてどれだけ必要なのかという、それを成り立たせるためにどうするかというようなどころまで出しているのです、来年度また計画をつくるための調査というものが入る時期になってくると思うのですけれども、そのようなところも活用しながら、ぜひ調査のほうもしっかりしていただきたいと思います。

一般質問で聞いたときに、やはり品川区のグループホームの利用者が277人、去年の7月段階で。そのうち区外が178人と、64%が区外に、品川区内にないために区外に入らざるを得ない。また、施設入所者は249人中146人が区外で、約6割が区外というような状況なのです。やはり品川区内に施設があれば、またグループホームがあれば、そこで本当に住み続けたいと皆さん願っているのに、ないために区外に出ざるを得ないというような状況があると思いますので、ぜひその計画も含めて、このような実態の改善に取り組んでいただきたいということで要望させていただきます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○筒井委員

区としては重度入居者を増やすという方向性、方針ということは確認をさせていただきましたけれども、あと、この出石つばさの家の、ここに書いてある指定管理者、この人員体制では重度の方は取れまないと明確に理由を述べていますと記載があるのですが、助成のお話などありましたけれども、この人

員体制では重度の方は取れませんという、出石つばさの家の指定管理者、長岡福祉協会だと思のですが、この記述について、どのように区としては受け止めておられるのか伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

この陳情にある記載の受け止めでございますが、指定管理者に確認したところ、特にこのような発言というようなものは、こちらのほうにはしていないというような報告は受けております。

○筒井委員

分かりました。ただ、指定管理者の経営面で、やはり重度の方を受け入れることは結構大変だということ、また、今後、重度の方を受け入れると経営が大変だということ、区としてはそうした状況に対してどう対応されていくのか、改めて確認を行いたいということと、この出石つばさの家のホームページを見ますと、方針の2として、高齢化・重度化しても地域生活の持続を行いますと、このように明確にうたっておられるので、しっかり重度の方を受け入れていただきたいと思うのですが、その点、ホームページのこの記述についての受け止めというものはどのようにお考えになっているか、ちょっと2点ほど伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

まず、ご質問の指定管理料についてでございますけれども、ここに重度の方を対象に受け入れていただく、中重度の方を受け入れていただく際には、やはり人件費等を補助するような指定管理料というものが必要なものでございますので、しっかりと今後も、その受入れや体制に合わせて指定管理料を区としては確保して支援してまいります。

それからホームページでうたっているようなこと、これまでも区からの出石つばさの家のご案内にも記載させていただいたとおり、中重度の方、そして今いる方が重度化・高齢化になっても地域で住み続けられるように支援していく施設であるということは、区としても同じ認識を持っております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○若林委員

障害福祉計画が、当然第7期ですか、この中にいわゆる過去の実績と、今後二、三年先の見込量と、イコール計画すべき人数が出ていますけれども、この人数と、今陳情にあるような重度、また中度、軽度、この辺はどのように見込まれてこの計画が作成されたのか、ちょっと経緯というか、その辺を確認させてください。

○佐藤障害者施策推進課長

計画の見込量等につきましては総数で出させていただいて、種別等については内訳記載しておりますが、例えばグループホーム、共同生活援助の令和6年度の見込量としては317というような数字で載せさせていただいているところでございます。そこについて支援区分のところまでは、割合等を把握しているところまではやっていない状況はありますけれども、一方で認定を受けている方等の状況がございまして、それから、サービスを実際に利用されている方の支援区分の状況等は、障害者支援課のほうでの給付実績等で把握してまいりますので、そういったところを見据えて、今後、繰り返しになりますが、重度の方の利用できるグループホームといったところの整備も含めて、強化を図っていきたいというようにところでございます。

○若林委員

令和6年度、今年度は317という数字がこの計画の中に載っていて、括弧書きで、内の精神障害の

人数も出ています。この辺も少し気になって、この陳情書では、区長が100名、区長というか、品川区が100人分の障害者グループホームの整備目標をほぼ達成するというので、これはそのようなこと、間違いのないと思いますが、軽度の精神障害者を対象としているために、いるためにというか、それが大半なので、この重度になかなか目が行き届いていないのではないですかというような意味にも取れるような陳情内容になっていますけれども、これについては何か事実関係など、区として認識しているところなどありますでしょうか。

○松山障害者支援課長

ここに書かれているような軽度の精神障害の方、それから中重度の必要な方というものは、どの方もグループホームという住まいが地域の中で必要であると認識はしております。軽度の精神障害の方、やはり品川区内で住み慣れた中で暮らしていくという課題はありますし、国としても、このような課題は持っているところでございます。また、一方で重度の方につきましては、以前は入所施設というところはありましたけれども、今現在も品川区内に2か所入所施設はございますし、多くの方は入所していただいております。ただ、その中でも地域で暮らしたいというお声の方もいらっしゃいますので、入所からグループホームへの移行というものを進めているところでございます。したがって、もちろん数字的には、これから計画をつくる上で細かな分析はしてまいりますけれども、どの方にとっても必要性というものは必ずあるもので、どちらが片やこうということではございません。

○若林委員

ここに、陳情が5、6、重度障害というようになっているので、議論が当然、この陳情、採択、不採択、願意に沿えるかどうかという観点で、まずは議論を進めているわけですが、やはり精神の方の軽度、中度、重度、知的等の軽度、または中度の方、重度の方、全ての方が希望される施設、今回の場合はグループホームにどうやって入っていただくか、そのために全体を把握して、今おっしゃったようにきちんと区分ごとに数を把握して、また詳細な計画を立てていくということが、私は一番大事な観点なのだろうかと、この陳情の議論を聞いていて思います。

したがって、例えばこの精神、軽度精神という言葉も出てきましたけれども、いわゆる区立と私立のバランスや、支援区分5、6でいうと、障害者手帳を持っていらっしゃる方、支援区分を持っていらっしゃる方の2段階で半分なわけですが、およそ。このようなバランスをしっかりと把握して、もう既にご答弁いただいておりますけれども、その辺の全体バランスを、では今まで把握していなかったのとは言いたくありませんが、そのようにまた批判されるのは、これはもう区役所や議会というものはそのようなものですから、甘んじてそれは受けるのでしょうかけれども、このような角度の議論があったからには、さらに去年よりは、当然小山七丁目、戸越四丁目とご努力をされているということは冒頭で確認させていただいたし、今後区分もしっかり把握しながら、また計画を立てていくところを私は当然期待をさせていただいて、頑張っていたきたいなと思っております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○やなぎさわ委員

改めて確認なのですが、今後予定されているグループホーム、小山七丁目、戸越四丁目というものが民設民営、土地を貸して民設民営ということだと思のですが、これは区のほうから指定料などというものは出たりはするのでしょうか。

〔「補助金」と呼ぶ者あり〕

○やなぎさわ委員

では、すみません、質問変えます。何かしらの運営費の助成等が行われる予定はございますでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

今ご質問ありました小山七丁目、戸越四丁目に関しましては民営という形になりますので、指定管理料の形では、当然出ないという形になります。補助としましては、いわゆる整備費の補助というところで、まだこれも計画の途中ですので、明らかになってきたところで実際に出るかどうかということはあると思いますけれどもというところと、あとは運営に係る補助、先ほど申し上げたような運営に係る部分についての補助というものが、運営内容については適用されるということは出てくるかというように認識しております。

○やなぎさわ委員

そのところで、先ほど様々な議論の続きになってしまうのですが、今後やはり、先ほどの話にもあったように、身体にしる、知的にしる、障害者区分5、6が約半分ぐらい全体でいらっしゃるということで、この議論からも、なるべく障害者区分、やはり軽いほうに行くという流れができていの中で、新しくできるグループホームに関してなるべく……。当然そういったところで受け入れていただくという体制をつくっていく、戸越四丁目なり、小山七丁目でということで、そのためにそういった運営の補助等で、やはり何かしら重い区分を受け入れていただいたところに関して手厚くする必要はあると思うのですが、改めてそういった議論が今区の中でどのような進み具合をしているのかということをちょっと教えてください。

○松山障害者支援課長

民間への補助についてでございます。重度の方の入居者を増やしていただくために、広く、やはり補助については検討していきたいと考えております。

○石田（秀）副委員長

すみません、幾つか。まず、これ今出てきている本当の話、支援区分の5と6、重度ということですが、重度なのだけでも、何かあって、出石もそうですが、今度も中重度だと。小山、戸越。それで中重度で、今会長もいたけれども、会長のご自宅も中重度です。そして5人などということだけでも、皆さんいろいろ、ひとつ考え方を伺いたいことは、例えばグループホームの軽度、それはほっておいても、今品川区に26、28、29、それぐらい、30ぐらいはできているわけではないですか。民間で。それは施設整備の助成金はそれなりに出る。先ほど言ったように、それなりの面倒を見ることもそれほど大変ではないから、大変ではないから民間がやれるわけです。だからどんどんできてくる。私はこれでいいと思う。これで。これが重度、中重度の方も、これがやればいい。それこそ139㎡、空き家を活用していただいてやって、5人でも中重度で回るかと。これは回らないから問題なのです。だから皆出てこないのです。いろいろ民間が。私は品川区がやれとは言わない。だけれども、民間がそのように出てくるような形をもっとしっかり打ち出さないと。だからもっと空き家を活用しましょうとか、このようなところを品川区でも空き家を活用しようとしているのだから。そこをもっと言っていくとか、それから法的な部分もあるわけではないですか。これである程度このこと。その部分を超えた部分、先ほど指定管理のところは、出石の指定管理料がその運営の部分というのだけれども、民間はそのようなわけではないではないですか。そうすると、運営費の助成金ということになるわけです。では運営費の助成金をどのようにしてやっていくのですかということ。それをジャブジャブ出すのですかという

ことです。皆そこが大変だから赤字になってしまうのです。そこを、だから国なのか、国がやらないのも悪いのだけれども、国がやっていないことも悪いのですが、では区が全部見ろといたらそれは区も大変です。だから、それは区が大変ということも分かるのだけれども、今それをしているのかと。この数が少ないというのだけれども、私はほかの区のものか全部は知っているわけではないですが、ほかの区がそこの中重度、この場合は重度の5、6だけれども、今日の場合はそのような話ですが、ここにほかの区はジャブジャブ、運営費の助成金というものを入れているわけですか。それだけちょっと聞きたいです。

○松山障害者支援課長

他区の重度者の受入れの運営費の助成金の状況でございます。少数ではありますが、23区の中で実施している区はございますので、そのような状況も品川区としても把握をし、広く、やはり民間の方への重度の受入れの助成金、さらに受け入れていただけるように、広く検討しているところでございます。

○石田（秀）副委員長

私は本当にそこが大切だと思っていまして、品川区がもちろんやっていくこともそれはそれ、必要な部分だと思いますけれども、特に中重度、重度、このようなところは民間誘致がいかにかできるかだと思っています。大変なのです。赤字なのです。この部分をいかにかやるか。国の責任にしてもらってもいいのだけれども、国が悪いと、この制度、ここは変えてくれという、制度を変えてくれなければ無理があるだろうと、先ほどの点数の話もありましたが、これは事実で、その辺のところも変えてくれないと、区だって責められても動けないではないですか。これはすごく大変。区の言いたいことも分かるような気はするけれども、だけれども、現実にはそれを呼び込めるような部分のことをしたほうがいいのかのような気がします。だけれども、それは非常に大変です。だからそれも、もしここへ何人行くとしたら、私たちも、ごめんなさい、少し勉強不足で悪いのだけれども、指定管理料の運営費補助、これぐらい、その指定管理全体の中でこれぐらい出ているのだ、出石にと。重度の人はこれぐらい。それから今言ったように、民間だとしたら重度の、中重度で中がこれぐらいいると赤字になってしまうというようなところ、重度がこうだと逆のようになってしまったりとか、人を増やさなければいけないからとか、そのようなことで逆のバージョンも出ているわけではないですか。だから、その運営補助でこれぐらい出せば民間が来やすいというようなもののモデルケースのようなものをつくっていただけませんか。そうしていただければ、そして、そこに区もこれぐらい前向きに取り組んでいくよといたら、皆自分たちでも探せるところは探してくると思うのです。そのようなことをしていかないと、これは進まないです。いつまでたっても。と思っている私がいる。それはぜひそのようにしていただきたいと思うけれども、これ陳情は陳情で5、6に特化しているからまた別で、区がやれるかやれないかという話になると、私はやれないし、やっていく必要がないと思っているところもあるので、ここの部分は。やることは、先ほど言った計画をしっかりとつくって、呼び込めるようなことをやっていくほうが優先だと思っているので、そのようなことも含めて言うておきますが、それはお願いだけしておきます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年陳情第57号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。継続にする、ある

いは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

本日結論を出すであります。

それで、ここはちょっと今5と6、全体の話をするとは別なので、5と6という陳情があつて、今私は区の事情、私の個人的な不勉強さがあるかもしれないけれども、このようなことがやるのが先だと思っているので、このことについては、私は先ほども理由は説明したので、不採択でお願いします。

○若林委員

本日結論を出すで、先ほど質疑をさせていただきましたけれども、その理由で不採択です。

○ひがし委員

結論を出すでお願いいたします。

会派として審議をした結果、課長からも答弁がありましたけれども、区が重度の障害がある方も入居できるように取り組んでいくというようなご確認ができましたので、今回の陳情には沿い難く、不採択とさせていただきます。ただ、有資格者への補助だけではなくて、障害区分などによって、重度障害者を入居させた際の助成など、そういった点についてもしっかりと検討を重ねていただきますように、こちらは強く要望をさせていただきます。

○鈴木委員

結論を出すということで、採択でお願いしたいと思います。

本当にこれだけ重度障害者の方々の需要がありながら、それに答えることができない。そして経営が成り立たない。もうこれは国が、本当に自己犠牲しか…、国は本当に、やはり報酬をしっかりと上げる、職員体制もしっかりと整える、本当に社会問題になっているわけですから、これが必要だと思えます。でも、それが国が今していないわけです。でも実際に区民がこれだけ困っているというような状況があるわけですから、そこに対しては区が助成も行いながら、必要な職員配置と、それから補助制度をつくって需要に応じていくということが必要だと思えますし、しっかりと私は世田谷区のような形で、どれだけ重度障害者の方々のグループホームを整備していくのか、しかもそれも日中外に通えないという人の、そのような人たちのグループホームというようなところも含めて、整備の検討を、整備の計画をつくっていただきたいということで、採択でお願いします。

○筒井委員

本日結論出すでお願いします。

区のご答弁で、重度入居者を増やすという方針、そのための指定管理料の確保を行っていききたいという方針のご答弁がありましたので、不採択でお願いします。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、趣旨採択にしたいのですが、3つになってしまうので採択にさせていただきます。

区のご取組といいますか、姿勢は感じられて、非常に評価したいと思うのですが、その一方で、やはり品川区は他区に比べて重度障害者の方の入居者数が少ないという事実があるという1点と、あとはやはり、国がやるべきということはもう本当にごもっともであるのですが、それにはどうしても時間がかかってしまうということもあるので、やはり今困っている方がたくさんいらっしゃるということで、区で手が差し伸べられるのであれば、今すぐ区で対応を、運営助成金なり、様々な方策をぜひ積極的に

取っていただいて、地方から国にある意味アクションを起こすということが大事だと思いますので、今回は採択であります。

○松永委員長

それでは、本陳情につきまして結論を出すとのことご意見でまとまったようですので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方よりご意見を伺いましたので、本陳情につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第57号、支援区分5と6の重度障害者が入居できる障害者グループホームの整備を品川区長に求める陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○松永委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

2 報告事項

(1) 東大井三丁目における都有地（都営元芝アパート跡地）を活用した特別養護老人ホーム等整備計画の事業者辞退について

○松永委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

(1)東大井三丁目における都有地（都営元芝アパート跡地）を活用した特別養護老人ホーム等整備計画の事業者辞退についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、報告事項(1)東大井三丁目における都有地（都営元芝アパート跡地）を活用した特別養護老人ホーム等整備計画の事業者辞退につきましてご報告いたします。福祉計画課の資料をご覧ください。

当該地における特別養護老人ホーム等整備計画の進捗状況の遅れにつきましては、昨年11月、当委員会で報告をさせていただきましたが、その後、東京都より整備運営事業者への土地の貸付けの決定を取り消したとの報告がございました。

同整備計画は、都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業として公募選定されました、社会福祉法人不二健育会により実施設計まで完了し、住民説明会や関係者との調整を進めてきたところでございます。ところが、昨年11月に行われました建設工事の入札におきまして、昨今の建設費高騰の理由により、予定価格と入札価格との大きな乖離が生じ、不調となったということでした。当該事業者が自己資金の調達が困難と判断したため、整備計画辞退の申出を行いまして、東京都はこれを取り消した、計

画が白紙になったというものがこの間の経緯でございます。

区といたしましては、改めて土地活用方法を東京都と協議いたしまして、再度都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業の進めたいと考えてございます。

今後の詳細につきましては、改めて当委員会へ報告をさせていただきます。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

去年の11月26日に厚生委員会で、3か月遅れて全体としては半年ぐらい開設が遅れるという報告があったばかりなので、すごいこれ衝撃なのですけれども、今後どのようにっていくのかということ、今白紙ということなので、特別養護老人ホームそのものも全部白紙になっていくのか、ただ事業者というところだけがまた選び直すというようなことになるのか、ちょっとその辺の白紙の状況というものはどのようなことなのかも改めて教えてください。

○東野福祉計画課長

特別養護老人ホーム需要数が多いということで、区といたしましては、改めて特別養護老人ホームの計画として、東京都のほうに申入れをしているところでございます。

今後につきましては再公募ということで、同じような形式を取りながら進めていきたいと都との協議を進めていくということで、現在調整はしているところでございます。

○鈴木委員

この説明会なども、私も何回か出させていただいたのですけれども、そのところで、令和4年の5月のときの説明会では、区のほうかな、高齢者人口が増加しており、要介護者も増加見込みで、年間800名の区内の特別養護老人ホームの入所申込みがあって、入れない方が約450名いて、大井第一地区には未整備というようなところで、ここに特別養護老人ホームをつくっていくということがすごく必要なのだというようなことをご説明されているのです。だからそのところで、特別養護老人ホームをここにつくっていくということは貫くというようなことで、改めて再公募ということなので確認させていただいていいですよというようなことと、それからあとは、これは建設コストが高騰、建築費の高騰を受けというようなことなのですけれども、今これだけの規模の特別養護老人ホームをつくらしたら、どれくらいの建設コストになるのか、値上がりする前、あそこの目黒駅の近くの特別養護老人ホームができたときは、たしか30億円ぐらいの感じだったような気がするのですが、今これぐらいの規模の特別養護老人ホームをつくらなったら、どれぐらい建築コストというものは上昇しているのか、ちょっとその点についてもお聞かせいただきたいと思います。

それで、ここが取消しになったということの辞退の申出というものはいつ頃あったのかということと、これはもう去年の12月に着工というようなことで11月の厚生委員会で説明があったばかりなので、いつ申出があったのかということも分かったら教えていただきたいということと、あとこの取消しの理由というものは建築費の高騰ということだけが書かれているのですけれども、人材の確保など、そのような問題というものはなかったのか、その点についても教えてください。

○東野福祉計画課長

何点かご質問ございました。

まず、こちら計画につきましては、あくまでも福祉インフラ整備事業としての計画ということで、こ

れまでも進めてきたものです。区としましては、需要に応じた高齢者施設の整備というものは必要というように感じておりますので、改めてこちらの事業につきましては再公募ということで進めていきたいと考えているところです。

それからコスト的なところでございますが、目黒駅前の施設との規模的な差はあるので、具体的な比較というものは難しいのですけれども、同程度の額は必要ではないかと思っております。今回コスト的なところでの差、事業者と入札の価格との差が約10億円ほどあったと聞いてございます。具体的な数字は、ちょっとこの場では話ができないのですけれども、かなり大きな乖離があったということでございます。

それから申出につきましては、入札不調の結果につきましては、区のほうへもすぐご報告がありました。また、区のほうへも、てんまつにつきましてお話があった上でご相談がありました。まず東京都のほうと、東京都の事業ということになりますので、そちらについての相談をするように指示をいたしまして、それが12月の上旬でございます。

それから理由でございます。建設費高騰だけの理由ではなくて、ほか人材確保という部分につきましては、あくまでもこれは建設費高騰で事業者の資金計画が追いつかなくなったということでのご辞退ということで認識しているところでございます。

○鈴木委員

ここ、前の説明のところだと、来年の夏ぐらいには開設というようなことだったので、これから小山台の住宅跡と、それから八潮というようなことで、3つのうち一番初めにこれができるというようなことですごい期待していましたので、ちょっと今回のこの事態というものはすごい衝撃なのですけれども、今後の見通しというところだと、どのようにスケジュール的にもなっていくのかということと、それだけ、10億円ぐらいその差があるというような中で、公募して新たな事業者というものは、何というか、応募がある、そのような見通しはつくのかどうなのか、その辺りと、それから、もうそのような点でいえば、例えば品川区があそこの土地を東京都から定期借地で借り受けて、品川区立で建てて指定管理者で委託先を公募するなど、そのようなことは考えられないのか、もしなかなか難しかったらそのようなことも視野に入れて、ぜひつくっていただきたいと思うのですが、その点についても伺いたいと思います。

○東野福祉計画課長

今後の見通しでございます。まず、この計画が進められてきたスケジュールでいきますと、最初に戻った、公募前に戻ったということになりますので、約3年ほど延びてしまうということになります。それから、公募して新たな事業者が確保できるかというところでございますが、こちら公募した時点では8者応募がありました。また、そういった事業者のほうにもお声をおかけした上で、新たな事業者へのお誘い、お誘いといいますか、ホームページ上等も通しまして、公募していきたいと考えているところでございます。

それから、区が借りて区立で運営をとということでございます。こちら土地自体は東京都の土地ということになります。福祉インフラということで、東京都の土地でありながらという部分を有効活用していくということで、東京都へは借地の申入れはしているところではございませんが、そのようなことができるかどうかにつきましては、改めて確認をしたいと思っております。確認した上で、例えばできるということでありましたら、1点方策としてはお借りするということも考えられるのですが、そうしますと、何分費用がかかってしまうというところがございます。財政的なところも含めて考えていくような形に

なろうかと思えます。

○鈴木委員

ぜひそのような方向も含めてご検討いただいて、3年も延びてしまうということは、地域の方からも待ち望まれているという施設なので、なるべく早く要望に応えられるようなことも含めてご検討いただきたいと思えます。

○松永委員長

ほかにご質疑等はございますか。ご発言はありますか。

○石田（秀）副委員長

1点だけ。私、これは非常に大切なことというか、品川区にとっても大変なことが起きたのだなと思っています。なぜかという、10億円違ったら、今度8者あって7者に公募したと言った。これ特別養護老人ホームの内容というものが決まっているわけではないですか、ある程度。いいですよ、これほかの通所だ、いろいろ変えたっていいけれども、大体特別養護老人ホームなどは決まっているわけではないですか。入ってくるお金は決まっているわけではないですか。すると10億円、それだけ建築費が上がったら、採算が合わないからお断りしたのです。辞退です。ほかだって同じです。ではそのお金どうするの、誰が出すのということになるわけです。

ほかで10億円を、では5億円ぐらいならうちも埋めてもいいけれどもとか、分らないですよ、どのような話に来るのか分らないですが、では5億円出してよとか、そのような話になってくる可能性だってあるわけです。これは、もうこれで起きてしまった、そのやり方。それこそぐるっぽとか、あのようものだって、皆そういうことではないですか。決めてそこの計画でその建物を建てていこうという、その制度は制度で、ここは所有地だから、都の制度に乗っていくしかないわけではないですか。そうすると、これ大丈夫かと思うということと、あとは予算特別委員会でやってもらいますが、あとの違うところは、ほかの計画大丈夫かと。皆このようなことになってしまう、建築費高騰で。中野サンブラザではないけれども、このような話になってしまう。ほかのところだって。いろいろなことで。これ一番多いのは福祉系なのです。あとは学校ぐらいなのです。学校というか、子どもの関係。保育園だ何だなど。だけれども、その建物のハードをこのような制度でやっていくとなると、福祉系大変ではないのと。一番影響を受ける。それはどうしてかという、もらえるお金も決まっているから。ある程度。ではどこがそれを補填するのということは大きな問題になって、今そこでそのような話はここでやれないけれども、だけれどもこれ非常に大変で、今おっしゃったようにやり直して3年間延びるということは、それは分かりますが、大丈夫ですか。それはもう1回よく考えてやらないと、大丈夫ですかという。あとはそれだけ聞きたいです。

○東野福祉計画課長

運営につきましては、様々主体となる事業者の経営状況がございます。今委員からお話がありましたとおり、限られた施設の中での運営ということになりますので、非常に厳しいことも予想されます。東京都のほうとこの間確認をしたところにおきますと、補助金、建設費の補助につきましては、こういったことに対応するためにスライドなども使って、今後確定をしていくということでございますので、改めてそういったところも含めて、事業者の運営、出資計画などを確認した上で、選定を行っていきたいと思っておりますのでございます。

それから福祉施設でございます。福祉施設における建設費高騰でございますが、東京都に確認したところ、東京都の特別養護老人ホームの入札工事につきましても、再入札になる件数、例えば令和5年度

から令和6年度におきましては13件入札があったということなのですけれども、1回目の入札で落札ができなくて再入札で落札したところは5件、また、それでも入札不調になったものがさらに4件あるということで聞いております。全体的な景気や建設資材の高騰、こういったことの影響につきましては、箱物についての影響というものはかなり大きく受けているという形でございますが、その辺も踏まえて、今後施設計画をどうしていくかについては、区全体として考えていければと思っております。

○石田（秀）副委員長

ぜひお願いだけしておきます。制度は制度で、東京都もこのような制度をやっているわけですから、この10億円の差、これはやはりその部分の話をしないと、運営者も簡単にはうんと言えない、運営できない、運営で入ってくる金は決まっているわけです。その話は、今おっしゃったように東京都とも話をし、建設費の補助を出してもらうという話なので、ぜひそれは本当に都に出していただくというか、お隣の副区長もよくご理解していただいて、東京都にしっかり出してもらわないと、これ品川区というものはもう全部がストップしてしまうのではないかなと思うので、ぜひその辺よろしくお願います。お願いをしておきます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 品川区立八潮在宅サービスセンターおよび品川区八潮わかくさ荘ほか6施設の指定管理者候補者の公募について

○松永委員長

次に、(2)品川区立八潮在宅サービスセンターおよび品川区立八潮わかくさ荘ほか6施設の指定管理者候補者の公募についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは私から、品川区立八潮在宅サービスセンターおよび品川区立八潮わかくさ荘ほか6施設の指定管理者候補者の公募についてご報告いたします。

本件の区立在宅サービスセンターは、在宅の介護等を要する高齢者または心身の障害にある者に対する福祉の増進を図るため、通所介護、認知症対応型通所介護等の各サービスを提供しています。また、区立わかくさ荘は、住宅に困窮する高齢者に住宅を提供し、その生活の安定と福祉の増進を図るための高齢者住宅として設置されています。

これらの施設は平成18年4月から指定管理者制度を導入し、これまで高齢者福祉施設は運営者に連続性が求められるという理由から、指定期間満了時には公募によらない選定で更新を行ってまいりました。しかしながら、品川区指定管理者制度活用に係る基本方針の改定により、現指定期間の満了をもって、当初の運営期間終了後、連続して10年を経過することから、次期指定期間の指定管理者候補者を公募することとなりました。

次に、2、指定管理者が管理を行う施設の概要につきましては、(1)名称の①品川区立八潮在宅サービスセンターおよび品川区立八潮わかくさ荘は、(2)所在地の①八潮五丁目10番27号と対応

しており、以下、②から⑥も同様となっております。（４）新指定期間は、令和８年４月から令和１３年３月３１日までの５年間です。

３、指定管理者が行う業務につきましては、まず在宅サービスセンターは、（１）条例に規定するサービスの提供に関する事、（２）施設および設備の維持、修繕に関する事、（３）施設および設備の使用に関する事、（４）利用料金の徴収に関する事です。そして高齢者住宅は、（１）高齢者住宅の保全、修繕、改良に関する事、（２）使用者の共同の利便となる施設の整備、その他居住環境の整備に関する事、（３）管理人の業務となっております。

４、指定管理者候補者の選定につきましては、公募型プロポーザル方式により行い、指定管理者選定委員会を設置いたします。指定基準は①から④のとおりです。

５、今後の予定です。３月より公募を開始し、その後説明会を行います。５月から６月にかけて選定委員会等を実施し、候補者を選定いたします。そして１０月に指定管理者の指定議案を提出し、審議していただく予定となっております。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。よろしいでしょうか。

○鈴木委員

在宅サービスセンターの、昨年のモニタリングでご報告いただいたときに、大崎だけは黒字だったと思うのですが、それ以外のところが軒並み赤字が続いて、結構赤字続きというものが在宅サービスセンターのモニタリングの状況、どこもそうですよね、３年間ほとんどのところが赤字続きというような状況になっていたと思うのですが、これに対して、今回公募するに当たっての、何というのですか、区としての対応というか、指定管理料の変更など、そのような対応というものはどのように考えられているのかお聞かせください。

○菅野高齢者福祉課長

委員ご指摘のとおり、このモニタリングにつきましては大崎在宅サービスセンターが令和５年度黒字となっておりますが、それ以外の今回募集するところ、赤字というものが実情とはなっております。理由としましては、大体国の福祉支援機構の調査などによりますと、デイサービスの場合は、通常の場合の通所介護の場合は大体約８割ぐらい、あと認知症デイの場合は５割ちょっとぐらいまで利用率がないと、黒字にはならないのではないかというような分析結果も出ております。そういった意味では、大崎の在宅サービスセンターについては通所介護が８８．８％、認知症デイが５３．１％という利用率があるので、その損益分岐点といいますか、超えているということが原因となっております。まずは各在宅サービスセンターには、コロナ禍で少し利用率が落ちてしまったということもありますので、利用率を上げていただくというところに努めていただいているところであります。そういったところを公募の際には注視して募集をしていきたいなと思っております。指定管理料につきましては、基本的に介護報酬で賄うということが基本となっており、在宅サービスセンターの場合は、この通所介護の基本的な介護報酬以外のサービスも確かに提供していただいておりますので、その辺りのところは、区としては一定の金額をお支払いしつつ、在宅サービスセンターを運営していただけたらと思っております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 所管事務調査

○松永委員長

次に、予定表3、所管事務調査を議題に供します。

本日は、7月2日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、災害医療について調査を行ってまいります。まず理事者より資料に基づきご説明いただき、その後、ご質疑、ご意見等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして理事者よりご説明願います。

○遠藤健康推進部次長

私から、災害医療についての所管事務調査のご説明をさせていただきます。災害医療といいますと、かなり広い部分になってくるところでございますので、今回は地域医療連携課新設ということもございませぬので、その辺にかなり重点を置きながら説明をさせていただければと思っております。

お手元に資料配付させていただいておりますので、こちらに沿った形でご説明いたします。

まず1番、災害時の体制でございます。発災時においては、健康推進部は保健衛生部という名前に変わしまして、医療救護活動を行うことになっております。庁舎内に医療救護本部、こちら設置しまして、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、区内の病院等と連携を取りながら、緊急医療救護所、それから学校医療救護所を開設するものでございます。

発生直後からおおむね72時間までの間は区内7か所の病院の門前などに緊急医療救護所を設置し、トリアージや軽症者の治療等を行うものでございます。72時間以降からおおむね1週間までは、学校医療救護所を設置いたします。

品川区と大田区、こちらは区南部二次保健医療圏に属しているため、東邦大学医療センター大森病院と連携を特に行うという形になっているところでございます。

下に体系図と書いておりますけれども、ちょっとこちら補足しながらご説明させていただければと思っております。

まずその上から3つ目ぐらいに、品川区医療救護本部というものがございませぬ。こちらは区内の区役所の中に設置するものでございませぬが、震度6で自動的に開設するものを予定しておりまして、震度5強、あるいは5弱の場合には、区で被害状況等により開設を判断するものでございませぬ。医療救護本部のメンバーという形になりますけれども、下に3つほど四角があるかと思っております。災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、区職員と書いております。

まず災害医療コーディネーターでございませぬけれども、メンバーといたしましては、記載のとおり医師会長が2名、それから昭和大学の、現在救命救急センター長、それからNTT東日本関東病院で救急科部長に今やっただいていただいているところでございませぬ。こちらの役割といたしましては、区の医療救護活動を統括、調整するために医学的な助言を行っていただくというものでございませぬ。具体的には医療チームの配分調整、消防車を受け入れる病院の確保、東邦大学も先ほどの地域災害医療コーディネーターというものがおりますので、そちらとの調整というような形になっているところでございませぬ。

次に真ん中に行きまして、災害薬事コーディネーター、こちら薬剤師会の会長をお願いしているところでございませぬ。こちらはいわゆる医薬品に関する情報収集や薬剤師の活動調整になりまして、具体的には医薬品の需給の把握、それから卸の発注、在庫管理など、災害医療コーディネーターをサポートする役目になっているところでございませぬ。

右側の区職員は、健康推進部長はじめまして、健康推進部長は本部長と、こちらの救護本部なりまして、そのほか、私も含めて職員が対応するという形になっているところがございます。

次にその下に行っていただきまして、緊急医療救護所、学校医療救護所、災害薬事センターと書いてあります。左の緊急医療救護所、学校医療救護所につきましては、後ほどまた右の上に、次のページでご説明のほうさせていただきまして、右の下の災害薬事センターでございます。こちら旧称、昔は医薬品のストックセンターという名前を持っていて、品川地区と荏原地区の薬剤師会の中に設置しているものでございます。薬剤師、あるいは薬局、卸売業者等、医薬品、医療資機材を調整する拠点となっているところございまして、ここの情報が、先ほどご案内しました災害薬事コーディネーターに上がるような形になっているところでございます。

戻りまして、品川医療救護本部から2つほど上になりまして、東京都という形になっております。東京都のほうでは、先ほど申しました各二次保健医療圏に医療対策拠点というものを設置しております。品川区の場合は、大田区とともに区南部保健医療圏というようになっておりまして、1つ下に入っております東邦大学大森病院が、この医療対策拠点という形になっております。先ほど言った東京都の1つ下の区南部二次保健医療圏医療対策拠点でございますけれども、こちらでは地域災害医療コーディネーターというものが配置されております。東京都、あるいは圏域内の区市町村、ですから大田区と品川区になりますけれども、こちらと、あと圏域内の災害拠点病院、具体的には昭和大学病院とN T T東日本関東病院になりますが、そこの情報連絡、あるいはDMATと呼ばれる災害派遣医療チーム等の受援体制、このようなものをここでやっているところでございます。

では、恐れ入ります、右側の上に行っていただきまして、先ほどご案内に出ました緊急医療救護所と学校医療救護所についてご説明させていただきます。

こちら設置するようになった経緯でございますけれども、緊急医療救護所、病院前には設置させていただいておりますが、東日本大震災のときに病院に傷病者が集中したというところで、実際には重症者や中等症以上の方が処置が遅れたというようなことがございました。それによって助けられる命が救えないおそれが生じたというところから、災害拠点病院等の前にこの緊急医療救護所を設置し、トリアージや軽症者の治療を行うことで病院機能を守るという形になっているところでございます。改めまして、緊急医療救護所のところちょっと説明させていただきますと、期間のほうにつきましては発災から72時間の、いわゆる超急性期と言われているところになります。目的につきましては、今ご案内いたしました、重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供ということで、多数傷病者に対する優先順位をつけるものと、それからトリアージを実施しまして、特に中等症者、重症者に対する診療機能を確保するというものでございます。場所につきましては、品川区の場合ですと、災害拠点病院など7か所の、主に病院敷地内になりますが、近接地等に設置いたします。開設時間は24時間、機能につきましては先ほどご案内したとおりでございます。医療救護、実際携わっていただくのは医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会の皆様にお集まりいただくような形で考えております。

次に、右側の学校医療救護所になります。こちら72時間後から1週間ということで、一定程度収まって病院の機能も回復しているというようなときを想定しているものでございます。目的といたしましては、地域住民に対する医療機能の提供でございまして、地域医療が完全に回復するまでの医療機能の確保が必要だと。あるいは避難生活の長期化による被災者の健康管理などを行う役目を持っております。場所につきましては、区内13か所の学校避難所の保健室等となって、いわゆる地域センターと同じ、管轄に1つ持っている。それぞれに1つあるという形でございます。開設時間は9時から19時

でございます。機能につきましては、先ほどご説明のとおりでございます、こちらの最後になります医療救護のメンバーでございますが、こちらにつきましても、それぞれ4師会の方にご参加をいただくような形になっているところでございます。

2番でございますが、令和6年度の訓練実績ということで、今年度は幾つか実施させていただきましたので、こちらの報告をさせていただきます。

例年全庁的に実施します風水害災害対策本部訓練、それから区内一斉防災訓練、そのほか、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、区内病院とともに、緊急医療救護所訓練、学校医療救護所訓練を実施したところでございます。

大きく3つになりますけれども、7月18日に区役所のほうで風水害訓練というものをやっております、正直医療救護という部分では、あまり風水害で病院の機能が止まるということがないので、あまり想定はないところでございますが、医療救護本部がどのような体制かということを確認するために実施のほうさせていただいております。

それから11月24日と29日でございます。それぞれ昭和大学病院とN T T東日本関東病院のほうで、それぞれの4師会の方にもご参加いただきまして、緊急医療救護所の訓練をさせていただいたところでございます。こちら実際、下にちょっと写真などがありますけれども、学生たちが患者役になりまして、実際トリアージや治療を行ったところでございます。

次に12月8日、これは区内一斉防災訓練になりますけれども、こちらのところで、品川地区、荏原地区ということで、品川学園、それから豊葉の杜学園で学校医療救護所の開設訓練、それから医療救護本部のほうの訓練というものも実施させていただいたところでございます。こちらにつきましては、歯科医師会や柔道整復師会が初めて訓練に参加いただいたということで、ここで関係性をいただいたところで、具体的なイメージがどうも湧いてきたというような話で、多くの課題が出てきたというところでいろいろお話をいただいているところでございます。

今後とも訓練、できるだけたくさんやらせていただきまして、より精度の高い体制を整備していきたいと考えているところでございます。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見がございましたらご発言願います。

○ひがし委員

まず、今の訓練のことについてのお話で、いろいろ課題が出てきたということだったので、その課題、具体的にどのようなご意見があったのか分かる範囲で教えていただければと思うということと、訓練も増やしていきたいというお話だったのですけれども、令和6年の実績を見ますと、緊急医療救護所7か所中2か所、学校医療救護所は13か所中2か所やっているということなのですが、今後の想定、例えば令和7年度にあと何か所やるなど、やっていないところにやっていただくのか、やっているところの数をどんどん増やしていくのか、そのような想定もありましたら教えていただきたいと思います。

あともう1点、緊急医療救護所は開設が24時間で、発生から72時間行うと思うのですけれども、その後の学校医療救護所のところ、1週間程度開くところについては、夜間帯の対応というものはどのようにするのかというところ、ちょっと率直に疑問なのでお聞かせください。19時以降から朝の8時、9時になるまでの時間帯の対応というところを教えてください。

○遠藤健康推進部次長

まず課題というところでございますけれども、とにかく今までは机上といいますか、マニュアル等はそれぞれ持っていて、書いてあるとおりのものがあつたのですけれども、実際にこのときに、いわゆる不慮といいますか、このような方が来たらどうしますかというようなことを動いたときに、どうやって対応していくかと、要するに具体的なものがなかなか出てこない。足りないものがあつてみたり、あるいはどう並ばせるのだとか、そのような細かいところがどんどん皆さんが出てきたところがございます。ですから、これからの動きといたしましては、要は実際にどうするかということをもっとどんどん落としていくということが、多分課題になるのかなと思つているところでございます。

訓練の数でございますけれども、今年緊急医療救護所2か所と学校医療救護所2か所という形ですが、来年は基本的に倍を考えています。ですから、4、4です。ただ、やるところにつきましては、緊急医療救護所のほうについては、どうしても昭和大学とN T T東日本関東病院、こちらどうもこれから毎年やられるようなお話があるので、ここ2つとそのほかに新たに2つというところで、できればこちらのほう見に来ていただいて、別の病院でも参考にしながらやっていただくというような形ができればいいなと思つています。学校医療救護所のほうにつきましては、今回の2つではないところで4つほどできたらいいなと考えているところでございます。

それから学校医療救護所、72時間以降の19時以降というところでございますが、こちらにつきましては救急という形になろうかと思つております。基本的には普通の流れと考えているところでございますけれども、ただ、緊急医療救護所がまだ落ち着かないようなところがあれば、そちらのほうをもう少し延ばすなどというようなことも考えられるかなと思つていますので、この辺もちょっと実際になつてみないとと思つているところです。

○ひがし委員

ありがとうございます。結構夜間帯の救急車の対応は、病院なども夜は看護師の人数が少なくなつてしまつたりというところがあると、震災のときの対応もすごく重要になってくるのかなと思つるので、今の時間の配置だつたりというところはぜひ検討を進めていただきたいなと思つます。

あと訓練のことについても理解しました。今年は倍できるようにというところで調整していただくということでしたので、ぜひ、例えばどこの学校救護所であっても同じような対応が受けられるというように周知と訓練、進めていただきたいなと思つています。ぜひ私も見に行かせていただきたいなと思つますし、課題については共有したいなと思つますので、この点については改めて別の機会で質問させていただきたいと思つます。

○松永委員長

ほかにご質疑、ご意見等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

災害時の医療体制についてということでのマニュアルを、今年度作成ということで作られているということでご説明あつたと思つたのですけれども、それはもうできているのか、できていたら公表されるのか、いつ頃できるのか、ちょっとその点について教えていただきたいと思つます。

それから緊急医療救護所なのですけれども、これ7か所ということで、多分医療機関の職員が72時間はこちらに、自分の診療所などを閉めて配置されるということでの計画だと思つたのですが、その辺の、そのような計画だということなのか、その確認も改めてさせていただきたいと思つます。

あと学校医療救護所というのものも、自分の診療所等の開設と、この救護所の体制をどう取っていくのかというようなところもご説明願います。

○遠藤健康推進部次長

まずマニュアルの改定のお話でございます。現在まだ作成中でございます。今週のたまたま金曜日に、関係者の方といたしますか、病院の関係者の方などを呼んで第2回目の会議をいたしまして、実際には3月にまた意見をもらって、最終的に確定する形には考えているところでございます。こちらについては、今のところ公表の予定は考えていないところでございます。あくまでも関係者のマニュアルと考えてございます。

それから緊急医療救護所と学校医療救護所開設時には、いわゆる一般の診療機関が閉めるのかというところでございますが、現行では一応閉めていただくという形になって、それぞれに駆けつけていただくというような形で考えて、東京都のほうのガイドラインがそのような形になっているところでございますので、それに合わせてということで考えているところでございます。

○鈴木委員

そうすると、7か所だと思うのですけれども、7か所の、例えば緊急医療救護所なのですが、7か所のところにはどのクリニックのどの先生はここに行くとか、その場合は看護師や職員も行くのか、ちょっとその辺のところ、誰がどこに行ってこの体制はどれぐらいになるのかなど、そのようなことも全部決まっているのか、学校医療救護所も含めて、そのようなところまで決まっているのか、その点についても伺います。

○遠藤健康推進部次長

例えば医師会であればそれぞれで、いわゆるどこの方はここに行くのだという一覧をつくっていただいている形でやっているところでございます。ただ、一部はまだやはりうまくできていないところがあって、実際に当然駆けつけられるか、駆けつけられないかという部分がありますので、それは先ほどのコーディネーターが調整して、割当といたしますか、混乱のないように動くという形になっているところでございます。

○鈴木委員

その辺のところをいつも医師会の先生方から、皆区民の人たちが分からずに、自分がいつも行っているところに来てしまうので、そこには診療できないというようなところのポスターなり、周知なりをしっかりとしていただきたいということで、いつも懇談のときに言われているのですけれども、その辺のところの周知の仕方というものはどこまでいっているのかということ伺いたいたいということと、あと学校医療救護所なのですが、13か所、学校医療救護所のところも何か委員会で1回見せてもらったことはあるのですけれども、いろいろな備蓄のようなものはあると思うのですが、医療施設にあるようなものはないではないですか。いろいろな検査ができたり、それからレントゲンだったり、エコーだったり、いろいろな検査の、そのような設備というものもないところで、13か所で医院を、医院というか、クリニックや診療所などを閉めて、そのような設備があるところを使わずに、学校の備蓄だけのようなところでやるということは、何か実際問題合理的なのだろうかという疑問があるのですけれども、そのような点については課題というものはないのでしょうか。

○遠藤健康推進部次長

まず、ポスター等の周知のお話だったかと思えます。こちらにつきましましては、当初すみません、1月の頭には貼れるかなと思っているところなのですけれども、ちょっと最後の文言の関係で少し医師会と最後のやり取りをしているところでございますので、今年度中にはできるかなと思っているところでございます。

それから、今お話しいただきました、検査などがなかなか機器がない中で13地区でというところがございますけれども、当初の想定ですと、4,500人、東京都のほうで算出しているものでございますが、いわゆる負傷者として4,500人ぐらいがいるというような話でございます。そのうち重傷者が730人なので、こちらのほうは病院のほうになるのかなと思っているので、残りの3,800人ぐらいを何とかというところかと思っております。13か所で多いか少ないかと言われると、病気の中身といいますか、変わってくる場所もあるので、一概には言えないところがございますが、ただ、通常の診療所が開けられる態勢ができるのであればそのようにしていく。72時間から1週間という形にはなっていますけれども、当然できればもっと早くやっていただくというものが、あくまでもできないという前提なので、どうしてもこのような体制にならざるを得ないというようになっていくところなので、その辺は実際の状況を見ながらというところで、恐縮でございます。この13から増やしたらいいのかというところでも、またちょっと違うのかなと思っておりますので、現状ではこのようなどころでございます。

○鈴木委員

ということは、学校医療救護所に、診療所や何か使えるような状況になっているにもかかわらず、そこ閉めていくというよりは、そこが使えるのであればそこを使ったほうがよっぽど合理性があるわけですね。いろいろな診療も、全てそろっているわけですから。そのような使えるところは使っていくというところは柔軟にやっていくという考え方でいいということですか。何か全部閉めてそちらへ行くというようなことに災害時はなるのかなという、でも実際はそのように潰れるところばかりではなくて、実際使えるところというものもいっぱいあるのではないかなと思うのですけれども、そのようなところは災害の状況を見ながら柔軟にやっていくという考え方でいいのかということと、あと、品川区内の医療機関というものが何か所ぐらいあるのか、ちょっと改めて、180か所ぐらいでしたか、何かその辺のところ、それが13か所になってしまうとなると、もう本当に何か、大変な状況になるだろうなという。日常活動しているところができなくて、10分の1ぐらいになって、さらにそのような傷病者が大きくなるという、本当にこれで実際問題どうなのだろうかというような思いがしたのですけれども、その辺のところは柔軟にというようなことでやっていくという状況なのか、ちょっと改めてその確認をさせてください。

○遠藤健康推進部次長

柔軟というところの大きさの幅もあろうかと思っておりますけれども、一応東京都で1週間というような話も出ていますので、そこまでいけばある程度診療体制が取れるだろうというところの数字になっているところがございます。

また、一応品川区でありますけれども、当然ほかの区からもいらっしゃる部分があるのかなというところがありますので、その辺の状況を見ながらになるのかなというところがございますが、きちんとした、そこは決まっていないところがございます。そこは柔軟といえば柔軟なのでしょうけれども、ある程度7日間というめどを持ってやらせていただくというように考えているところがございます。

ちょっと診療機関の数は、すみません、申し訳ございません。

○鈴木委員

分かりました。結構です。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

○渡辺委員

すみません。キーワードでいうと、先ほどご説明あったDMATの話、ちょうど去年の厚生委員会の行政視察で熊本の医療センターに行った際、印象に残ったので少しお話しさせていただくと、やはりDMAT、多職種のチームが非常に効率的、効果的だったと。それはドクターや看護師だけではなく、事務、それ以外のところ、逆に言うと放射線技師だとか、各療法士とか、これは災害発災直後からまた経過がしてからの話になると思いますが、そのチーム制、その受入れが、やはり全国からも救援の方がいらっしやったときの受入れの体制が効果的でないと意味がないということを経験された方がおっしゃったのです。このDMATの受入れという意味での考え方が1つ、十分やっていますよも含めて、教えてもらいたいということと、そうですね、まずはそちらをお願いします。

○遠藤健康推進部次長

今DMATも含めての受入体制というところがございますけれども、こちらのほうから、先ほど東邦大学の大森病院のほうに、いわゆるこのようなものを派遣してほしいというようなお願いをするようなところがございます、そこから東京都に上がっているところ、品川区のほうにどのような方が派遣されるというような情報が下りてくる所がございます。実際にDMATの受入れの、こちらのほうでの訓練というものをやったことがない所がございます、逆に今そのようなところが課題になっているようにも感じるところでございます。

○渡辺委員

それにも関連してくるのですが、それともう一つ、その視察のときのご説明で印象的だったことが、想定外への対応、当然ながらこれはもう素人でも浮かぶような、計画の中で役職があったりするのですが、1ついいなと思って伺っていたことが、毎朝責任者が集ってミーティングをします。そうすると情報を共有することと、やはり各部署では決められないことがあるものを毎朝責任者が集う場で決裁ができる。その中にはもう想定外が多いからそのような仕組みになったというような説明を聞いて、すごく共感を得ました。その想定外への対応の仕組み、この計画の中には、当然ながら部署、部署であると思うのですが、総合的に心構えではないですけれども、考え方を教えてください。

○遠藤健康推進部次長

いわゆる朝のミーティングのようなところなど、そのような部分について、私どもも区としても様々なところで災害時に派遣なども行っている所がございます、その仕組みも学んでいる所がございますので、そのようないい部分というか、困った部分などいろいろこちらのほう共有している所がございます。ちょっとまだ実際に何か文章にしているわけではないのですけれども、実際の災害時のいろいろ、また本部のお話かと思いますが、そのようなところでそちらのほういろいろと盛り込んでいければと考えている所がございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

○やなぎさわ委員

令和6年度の訓練実績のところでお伺いしたいのですけれども、すみません、前提として少し勉強不足で申し訳ないのですが、こういった災害時は、健康保険証や保険証がなくても受診ができるのかどうか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○遠藤健康推進部次長

当然なくなっている場面もあるかと思いますが、なしで対応するような形で考えている所ござい

ざいます。

○やなぎさわ委員

それを踏まえた上で、今回の訓練というものは、そういった、例えばマイナ保険証のカードリーダーのようなものを設置して、何というのですか、そういったものを想定した訓練をしたのか、別にもうそれは一切保険証はない状態というものを前提として訓練を行ったのか、その辺もし分かれば教えてください。

○遠藤健康推進部次長

今回についてはそのようなものは一切用意はしていない、想定はしていないという形で進めているところでございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田（秀）副委員長

1点だけ。今これ東京都から始まって、品川区医療救護本部とあって、これ品川区の、先ほど少し話が出たかもしれないけれども、災害対策本部とどのような連携をするわけということがここに出てこないのですが、もちろん出てこなくていいけれども、これ医療のあれだから。だけれども、では誰が親分で、この品川区の医療体制の、誰が親分で、先ほど言ったミーティングではないですが、災害対策本部の会議には誰が出て、どのような立場の人が出て、そことどのような連携を取るのかということが、もちろんあるのだと思うのだけれども、その辺を教えてください。

○遠藤健康推進部次長

こちらの医療対策本部のトップといいますものが健康推進部長になりまして、部長が災害対策本部のほうにも参加することになっておりますので、そこでの情報共有という形になっているところでございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

4 行政視察報告書について

○松永委員長

次に、予定表4、行政視察報告書についてを議題に供します。

既にサイドボックスに掲載しておりますが、11月6日の委員会終了後に行われました報告会の記録を基に、報告書を調製させていただきました。このような形で議長に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ありがとうございます。

それでは、この内容で議長に報告させていただきます。

以上で本件を終了いたします。

5 その他

○松永委員長

次に、予定表5、その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後3時06分閉会